

基発 0104 第 14 号
平成 31 年 1 月 4 日

全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等の周知について
(協力依頼)

労働基準行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

最低賃金引上げに向けた環境整備については、労使のトップが参集した働き方改革実現会議において決定した働き方改革実行計画において、「最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。」「賃上げに積極的な企業等を後押しするため、税制、予算措置など賃上げの環境整備に取り組む。」とされ、また、平成 30 年 11 月 20 日の閣議においては、平成 30 年第 2 次補正予算編成指示があり、中小企業・小規模事業者に対して支援を行う旨、示されたところです。

これらを踏まえ、平成 30 年 12 月 21 日に閣議決定された平成 30 年度第 2 次補正予算案において、中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）について、最低賃金が低い一部の地域において、本助成金をより一層活用いただけるよう、30 円コースの助成率を引き上げることとしたところです（平成 30 年度第 2 次補正予算案に盛り込まれた上記助成金の拡充部分についての支給は、同補正予算の成立が前提となりますが、申請受付は本日から可能です。）。

業務改善助成金の申請期限が平成 31 年 1 月 31 日までを予定していることから、別添リーフレット等を参考に、傘下の団体等への周知、広報誌への掲載、開催行事での配布等、積極的な周知にご配慮をいただければ誠に幸いに存じます。

ご多用のところ恐縮ではございますが、各種助成金の周知について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

厚生労働省HP内の業務改善助成金ページについて

【業務改善助成金ページのアドレス】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html

上記ページ内の、「平成30年度業務改善助成金のご案内[1,486KB]」をクリックいただくと業務改善助成金拡充についての周知用リーフレット（PDF）が開きます。

【厚生労働省HPトップから業務改善助成金ページへアクセスする場合】

画面上部の「政策について」 → 「分野別の政策一覧」 → 「雇用労働（労働基準）」
→ 「施策情報（賃金）」 → 「2. 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等の支援（業務改善助成金）」からでも上記のページにアクセスできます。